

令和6年(モ)第29号 裁判官に対する忌避の申立て

(基本事件 令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件)

決 定

神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102

申立人(基本事件被告)

宮 部 龍 彦

神奈川県川崎市多摩区三田4丁目1番地11-5号

申立人(基本事件被告)

示現舎合同会社

同代表者代表社員

宮 部 龍 彦

申立人らから、基本事件の合議体の構成員である裁判長裁判官坂本浩志、裁判官高橋千穂及び裁判官高橋健斗(以下「本件裁判官ら」という。)に対する忌避の申立てがあったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件申立てをいずれも却下する。

理 由

#### 1 申立ての趣旨及び理由

本件申立ての趣旨及び理由は、要するに、本件裁判官らは、基本事件に関する訴訟記録閲覧等の制限の申立事件(令和6年(モ)第5号、同第18号)において、訴訟記録閲覧等の制限を決定(以下「本件各決定」という。)しているところ、かかる制限決定は明らかに違法なものであり、そのような決定に関わった本件裁判官らの下では、被告の敗訴ありきの裁判が行われることが確実であり、不公正な裁判が行われることが明らかであるため、その忌避を申し立てる、というものである。

#### 2 当裁判所の判断

民訴法24条1項にいう「裁判の公正を妨げるべき事情があるとき」とは、当該裁判官が当該事件やその当事者と特別な関係にある等、その裁判官の職務執行の結果、不公平あるいは偏頗な裁判がなされるであろうとの懸念を当事者に生じさせる客観的、合理的な事由がある場合をいうところ、申立人らは、本件各決定に関する不服を述べると



ともに、そのような本件各決定を行った本件裁判官らが不公正な裁判をするおそれがあるとの推測をいうものにすぎず、これは不公平あるいは偏頗な裁判がなされる懸念を生じさせる客観的、合理的な事由には当たらない。

そのほか、一件記録を精査しても、本件裁判官らについて裁判の公正を妨げるべき事情があるとは認められない。

よって、本件申立てはいずれも理由がないので、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

令和6年5月24日

新潟地方裁判所

裁判長裁判官

小林 謙



裁判官

石黒 瑠



裁判官

池田 弘





これは謄本である。

令和 6 年 5 月 24 日

新潟地方裁判所

裁判所書記官

土 田 幸 宏

